

三井鉱山株式会社等に対する支援決定について

平成15年10月31日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、平成15年9月1日に行った株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定(以下「旧支援決定」という。)を撤回するとともに、新たに同条同項に規定する支援決定(以下「新支援決定」という。)を行いました。

1. 旧支援決定及び新支援決定における対象事業者の氏名又は名称

三井鉱山株式会社
三井鉱山コークス株式会社
三井鉱山物流株式会社
三井石炭鉱業株式会社

2. 旧支援決定及び新支援決定において対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社三井住友銀行

3. 旧支援決定撤回の理由及び新支援決定についての機構の考え方

対象事業者は、平成15年9月1日に機構から旧支援決定を受けた後、同決定の対象たる事業再生計画(以下「旧計画」という。)の実現可能性を詳細に検討するため、収益実態の把握を精力的に実施してきましたが、その過程において、旧計画が前提としていた損益状況について修正を要する事項(水処理事業における追加原価、粉粒体事業における仕掛品の評価損等、関係会社の棚卸評価損等)の存在が判明しました。その後、対象事業者は、かかる追加調査の結果及びその後の事業環境の変化等を踏まえた事業再生計画(以下「新計画」という。)の作成を行ってきました。

機構は、上記追加調査の結果および新計画の内容を精査した結果、新計画実現の蓋然性は十分にあるものと判断したため、旧支援決定を撤回するとともに、新計画に基づく対象事業者からの支援申込みに対して新支援決定を行うこととしたものです。

4. 新計画の概要： 別紙

- 5 . 新支援決定に係る主務大臣の意見
意見なし
- 6 . 新支援決定に係る事業所管大臣の意見
意見なし
- 7 . 新支援決定に係る買取申込み等期間：
平成 15 年 10 月 31 日から平成 15 年 12 月 1 日まで（機構必着）
- 8 . 新支援決定に係る一時停止要請
法第 24 条第 1 項に基づき、関係金融機関等に対して、上記 7 に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9 階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437